



# 熊本県公報

第13247号  
令和5年(2023年)  
7月14日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	( 〃 ) 1
○保安林の指定に関する予定	( 〃 ) 2
○〔警察本部〕捜査用車(ワゴン)12台の競争入札参加資格等	(管理調達課) 2
○八代都市計画下水道の事業計画変更認可	(下水環境課) 3
○保安林の指定	(森林保全課) 3
○保安林の指定	( 〃 ) 3
<b>公 告</b>	
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 4
○土地改良区の役員の選任等	( 〃 ) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 5
○〔警察本部〕捜査用車(ワゴン)12台の一般競争入札の実施	(管理調達課) 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 9
<b>登 載 依 頼</b>	
○令和5年度(2023年度)第3回熊本県公立大学法人評価委員会	(公立大学法人評価委員会) 9
○令和5年度(2023年度)熊本県明るい選挙推進協議会第1回会議	(明るい選挙推進協議会) 10

## 告 示

### 熊本県告示第571号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和5年(2023年)7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県宇土市岩古曾町字岩熊2447番、2466番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字岩熊2447番・2465番・2466番(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第572号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。  
令和5年(2023年)7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市栖本町古江字濱ノ須883番3、字沖ノ瀬

- 9 2 5 番 3
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第573号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和5年(2023年)7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字津留字坂ノ上3079番3、字大久保3188番1、3188番2、3189番、3190番1、3190番2、字原3205番、3209番1、3209番2、3216番、字上長笹3229番、3238番1、3238番2、3240番2、3243番2、3244番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第574号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
  - 捜査用車(ワゴン) 12台
- 2 入札参加資格
  - 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有する、と決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法
    - 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - 熊本県出納局管理調達課管理班
    - 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
    - 電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
    - 公告の日から令和5年(2023年)7月24日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
    - 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間
    - 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

- (6) 有効期間の更新手続  
 (5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

**熊本県告示第575号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年(2023年)7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類 八代都市計画下水道事業八代公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年(1974年)3月2日から令和12年(2030年)3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和49年熊本県告示第168号、昭和51年熊本県告示第49号、昭和53年熊本県告示第242号、昭和54年熊本県告示第230号、昭和56年熊本県告示第461号、昭和60年熊本県告示第207号、昭和63年熊本県告示第746号、平成元年熊本県告示第623号、平成3年熊本県告示第955号、平成6年熊本県告示第780号、平成9年熊本県告示第199号、平成11年熊本県告示第280号、平成15年熊本県告示第813号、平成16年熊本県告示第795号、平成17年熊本県告示第369号、平成19年熊本県告示第4号、平成21年熊本県告示第24号、平成24年熊本県告示第386号、平成28年熊本県告示第123号、平成30年熊本県告示第151号及び令和3年熊本県告示第238号の事業地のうち、新港町三丁目において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和49年熊本県告示第168号、昭和51年熊本県告示第49号、昭和53年熊本県告示第242号、昭和54年熊本県告示第230号、昭和56年熊本県告示第461号、昭和60年熊本県告示第207号、昭和63年熊本県告示第746号、平成元年熊本県告示第623号、平成3年熊本県告示第955号、平成6年熊本県告示第780号、平成9年熊本県告示第199号、平成11年熊本県告示第280号、平成15年熊本県告示第813号、平成16年熊本県告示第795号、平成17年熊本県告示第369号、平成19年熊本県告示第4号、平成21年熊本県告示第24号、平成24年熊本県告示第386号、平成28年熊本県告示第123号、平成30年熊本県告示第151号及び令和3年熊本県告示第238号の事業地に、福正元町、十条町、上日置町、三楽町の一部を加え、三楽町、興国町の一部を削除する。

**熊本県告示第576号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年(2023年)7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市御所浦町御所浦字崎ノ浦4253番1、4318番、4324番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字崎ノ浦4253番1・4318番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第577号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年(2023年)7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市久玉町字赤岩4081番1から4081番4まで、

4081番6、4085番1、4086番1  
 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備  
 3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字赤岩4081番1から4081番3まで・4085番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、4081番4、4081番6  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

**熊本県公告第442号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
 令和5年（2023年）7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	宇土北部地区	昭和56年（1981年）2月5日	令和4年（2022年）12月12日	熊本県

**熊本県公告第443号**

菊池市に事務所を置く七城町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。  
 令和5年（2023年）7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	緒方 奨	菊池市七城町水次136番地
理事	高木 良精	菊池市七城町砂田1613番地
理事	秋岡 博幸	菊池市七城町山崎75番地2
理事	渡辺 信利	菊池市七城町蘇崎1036番地2
理事	平田 賢二	菊池市七城町高田711番地
理事	知里口 和博	菊池市七城町加恵264番地
理事	宮崎 俊美	菊池市七城町小野崎421番地
理事	中川 勝博	菊池市七城町高島497番地
理事	富田 康雄	菊池市七城町台571番地
理事	瀬田 俊治	菊池市七城町新古閑569番地1
理事	坂本 道博	菊池市七城町亀尾2441番地
監事	村田 俊一	菊池市七城町清水343番地1
監事	足達 博幸	菊池市七城町流川206番地8
監事	堀田 英臣	菊池市七城町林原1060番地
就任		
理事	緒方 奨	菊池市七城町水次136番地
理事	坂本 道博	菊池市七城町亀尾2441番地
理事	横枕 泰助	菊池市七城町辺田356番地
理事	上野 茂	菊池市七城町砂田1503番地
理事	平田 元雄	菊池市七城町高田91番地
理事	赤星 俊博	菊池市七城町高島968番地
理事	岩下 博英	菊池市七城町清水324番地1

理事	木村 克幸	菊池市七城町林原1069番地
理事	小林 昭	菊池市七城町水次1355番地
理事	井藤 哲也	菊池市七城町亀尾89番地4
理事	栄 賢二郎	菊池市七城町橋田674番地
監事	五島 千秋	菊池市七城町砂田1133番地
監事	富田 健治	菊池市七城町荒牧440番地
監事	雲田 良治	菊池市七城町橋田25番地

熊本県公告第444号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字東畑2866番1  
1, 280.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋2601番地  
大藪 恵美子

熊本県公告第445号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量  
捜査用車（ワゴン） 12台
  - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
  - (3) 調達物品の仕様等  
発注仕様書による。
  - (4) 納入期限  
令和6年（2024年）3月29日（金）
  - (5) 納入場所  
発注仕様書による。
  - (6) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかにつき、かつ、4（3）アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (7) 入札金額  
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額により入札すること。
  - (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
  - (9) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本市告示第521号）による審査の上、者であること。なお、入札参加資格を有する者で、入札参加資格を有し、入札参加の受付期間中に競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和5年（2023年）7月24日（月）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
 郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等  
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの場合、本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県告示第811号第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）の適用を受けること。

(5) 入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」を受け、本調達物品の仕様に適合していること（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県警察本部会計課の審査を受ける期間には公告の日から令和5年（2023年）7月31日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入の上、電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和5年（2023年）8月9日（水）午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年（2023年）8月9日（水）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年（2023年）8月25日（金）まで行う。

- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)8月24日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和5年(2023年)8月25日(金)午前10時
- (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法  
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは令和5年(2023年)8月24日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までには再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることができない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札による入札において記名を欠く入札
- ウ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
- エ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- オ 明らかに連合によると認められる入札
- カ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ク 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。)

第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金  
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債、その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が确实と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項の種類及び規模をほぼ同じする契約を2回以上にわたって締結し、これを履行政項と誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項



各号に掲げる日を除く。)

8 S u m m a r y

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:  
12 Investigation vehicles (station wagon type)
- (2) Delivery period:  
March 29th, 2024
- (3) Delivery Place:  
Kumamoto Police Academy  
4-2-1 Toroku, Chuo-ku, Kumamoto city, Kumamoto Prefecture, 862-0970
- (4) Date and Place for tender:  
Date: August 25th, 2023 10:00 am  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Management and Purchasing Division Treasury Bureau  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2580
- (6) Time-limit for tender by mail(Registered only):  
Tender must arrive no later than Date: August 24th, 2023
- (7) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第446号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字寺迫字日待1180番1  
831.01平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号  
株式会社タウン開発

熊本県公告第447号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字馬場楠字上ノ原1115番1及び同1116番1  
3,129.46平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡菊陽町大字津久礼1796番地1  
株式会社田村建装工業

登載依頼

熊本県公立大学法人評価委員会公告第3号

令和5年度(2023年度)第3回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

令和5年(2023年)7月14日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 猪股 裕紀洋

- 1 開催日時  
令和5年(2023年)8月21日(月)  
午前10時から正午まで(終了時間は予定)
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

- 3 議題
  - ・令和4年度(2022年度)業務実績等評価の審議
  - ・第3期中期目標の期間の終了時の検討
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
  - (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)

**熊本県明るい選挙推進協議会公告第1号**

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。

令和5年(2023年)7月14日

熊本県明るい選挙推進協議会会長 伊藤洋典

- 1 開催日時  
令和5年(2023年)7月25日(火)午後2時30分から午後4時00分まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議事
  - (1) 「今後の選挙啓発及び主権者教育の在り方について(答申)」の説明及び答申への対応状況について
  - (2) その他
- 4 傍聴の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県選挙管理委員会(熊本県総務部市町村・税務局市町村課選挙班)  
(電話096-333-2104(ダイヤルイン))